

2 生活困窮者対策の推進

1 総合的な生活困窮者対策の推進

【提案内容】

提出先 厚生労働省

- (1) コロナ禍の長期化による影響にきめ細かく対応するため、各自治体が行う生活困窮者自立支援事業の国庫補助率の引き上げや基準額の上限枠の見直しなど、十分な財政措置を講じること。

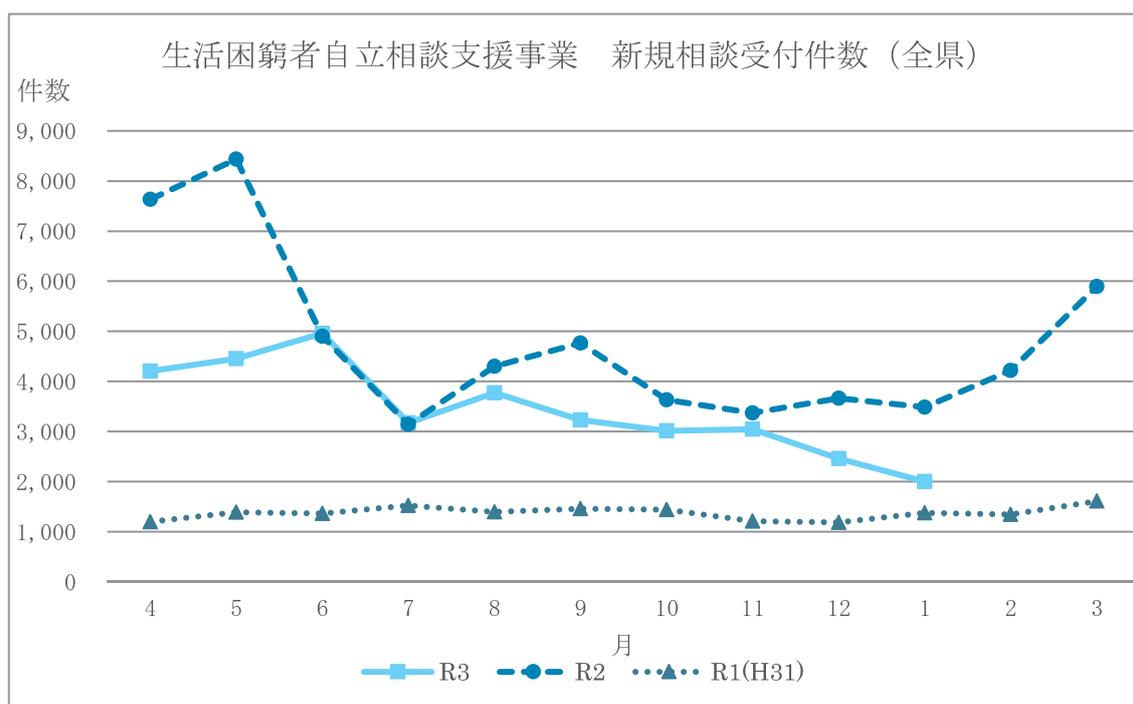
特に生活困窮者からの相談が急増している生活困窮者自立相談支援機関の相談員については、自治体の負担なく配置できるよう財政的支援を拡充すること。

◆現状・課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度に自立相談支援機関への相談件数や住居確保給付金の申請件数等が急増し、令和3年度も依然として高い水準である。しかし、自立支援事業の実施に係る自治体の財政負担が障壁となり、必ずしも相談・申請件数に見合った人員を措置できていない。

◆実現による効果

生活困窮者に対する相談支援体制が強化されることにより、個々の状況に応じたきめ細やかな相談支援が実現でき、生活困窮者の自立支援が促進される。



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活援護課)

- (2) コロナ禍の長期化による「見えない困窮」を見える化するため、DX等を活用し、生活困窮者の実態を国が詳細に把握し、各自治体による効果的な取組を支援するとともに、相談業務の効率化を図るため、自治体におけるAIやチャットボット等の先端技術の導入を支援すること。

◆現状・課題

コロナ禍の長期化により、これまで生活に困った経験のない者等が生活困窮に陥り、表面上困窮状態にあることが見えにくく支援が届かないなど、「見えない困窮」が問題化している。「見えない困窮」を見える化し、支援を届けやすくするためには、コロナ禍における生活困窮者の実態を把握する必要がある。

これまで国や自治体では、生活困窮者の増加に対応するため、生活福祉資金特例貸付、住居確保給付金の対象者の拡大、生活困窮者自立支援金等の支給など、生活困窮者対策を講じてきた。

しかし、これらの支援が、支援を必要とするすべての人に届いているのか、検証されていない。「見えない困窮」状態にある者を含め、支援が必要な人に効果的に支援を提供するには、生活困窮者がどのような場所にいるか、また、その生活実態、支援制度や支援者との関わり状況等を把握する必要がある。また、自立相談支援機関では、新型コロナウイルス感染症の影響で相談件数が急増し、相談員は膨大な相談対応に追われ、本来目指すべき個々の状況に応じたきめ細やかな相談支援が困難となっている。

しかし、これらの相談の中には、同じような内容の問合せや、個々に相談員が対応しなくてもHP等を確認すれば解決するような問合せが少なくない。

◆実現による効果

AIやチャットボット等の活用により、相談業務が効率化され、相談員は、丁寧な対応が必要な相談に専念することができる。また、時間を問わず24時間の相談対応が可能となる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活援護課)

- (3) 行政機関や社会福祉協議会等による公助の取組だけでは支援に限りがあり、把握に限界のある若者世代をはじめとした「声を上げない、上げられない」困窮者を支援するためには、NPOや企業などの理解や協力が欠かせない。

そのため、本県では、SDGsを道しるべにした、様々な団体とのパートナーシップによる共助の取組を推進しており、国においても共助の取組を全国的に普及させること。

◆現状・課題

「見えない困窮」状態にある者は、ヤングケアラーのように困窮が日常化し、自覚がなかったり、支援を受けるのをためらったり、どこに相談すべきか分からないといった「声を上げない、上げられない」方が若者世代を中心に多くおり、行政機関や社会福祉協議会等による公助の取組では限界がある。本県では、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき、困窮者一人ひとりを丁寧に支援するNPOや、企業などと連携した共助の取組を推進しており、これが全国に波及するよう国として取り組むことが有効である。

◆実現による効果

全国的にNPOや企業などとの連携によるきめ細かい支援が可能となる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局生活援護課)

2 困難を抱える女性への支援

【提案内容】

提出先 内閣府、厚生労働省

- (1) 困難を抱える女性を適切に支援するための総合的な対策を推進するとともに、各自治体の対応に必要な事業費等に対する財政措置を行うこと。
また、困難を抱える女性の支援を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、国の財政的補助の充実を図ること。
さらに、困難を抱える女性の支援を効果的に進めるために、全国的な調査研究を行い、自治体の事業実施に必要なデータを提供すること。

◆現状・課題

女性支援の根拠とされてきた売春防止法は、昭和31年の法制定以来抜本的な見直しが行われていない。これに対し、議員立法による新法が第208回国会で成立し、その法案には、これまでの婦人保護事業から大幅に支援対象を拡大し、新たな計画の策定を都道府県に義務付けるとともに、民間団体との連携や財政支援について規定することが盛り込まれている。

対象者の拡大に伴い、支援策の拡充をはじめ、支援に当たる人員やそれにかかる経費の増大も見込まれることから、必要な方に支援が行きわたるようするための財政措置が必要である。

また、計画の策定に当たっては、効果的な支援策を検討、実施するための根拠となるデータの取得とその分析が欠かせないため、国が統一的な基準・指標を用いて全国的な調査を実施し、女性が置かれている現状や課題を詳細に分析した結果を自治体に提供することが求められる。

さらに、困難を抱える女性の支援を行う民間団体は、人件費や施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にある。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。

◆実現による効果

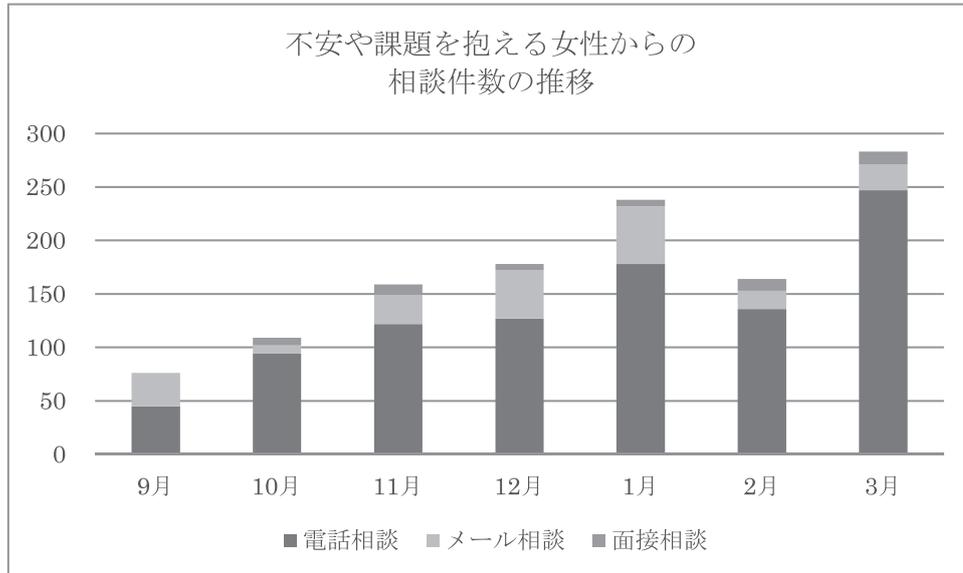
自治体の支援体制の整備や民間団体への財政的支援が充実することにより、困難を抱える女性への支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

- (2) 地域女性活躍推進交付金において、「つながりサポート型」の事業を継続するとともに、各地方自治体の財源の有無によらず事業が実施できるよう、事業費全額を同交付金で措置すること。

◆現状・課題

本県では、同交付金を活用し令和3年8月から不安や課題を抱える女性のための相談支援事業を実施している。その相談件数は、以下のとおり事業開始以来増加して推移しており、継続して対応が必要な相談内容であることが多いため、継続して事業を実施する必要がある。



※令和4年3月末現在、相談件数は延べ件数

しかし、地域女性活躍推進交付金の「つながりサポート型」事業においては、令和5年度以降の事業継続の見通しは示されておらず、負担割合は国3/4、県1/4となっている。

また、令和4年度に同交付金を活用して実施する本県の「つながりサポート事業」においては、前年度に同様の事業を実施していたことのみをもって交付金内示額が減額され、他財源の充当を余儀なくされた。

◆実現による効果

国が事業費全額を地域女性活躍推進交付金により継続して措置することで、不安や課題を抱える女性の相談を受け付ける相談室における相談員の人員体制が拡充され、必要な支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

3 ひきこもり支援の充実

【提案内容】

提出先 厚生労働省

ひきこもり支援を推進する体制構築のため、民間支援団体等への財政的支援の一層の拡充を図るとともに、補助対象経費に民間支援団体の職員の人件費等を含めるなど、柔軟な活用を可能とするよう改めること。

また、市町村へのひきこもり地域支援センター等立上げ支援に対し、都道府県の負担をなくし、国において十分な財政措置を講じること。

◆現状・課題

ひきこもり状態にある本人や家族等の支援については、市町村やNPO等の身近な地域における支援体制の充実や居場所づくりの拡充が欠かせない。一方、ひきこもり支援にあたるNPO等に対する財政的支援は脆弱で、活用できる助成金についても、人件費や利用者への現物給付にあてることができず、運営に支障を来している旨の報告を受けている。

また、市町村によるひきこもり地域支援センター等の立上げ時に、都道府県による予算措置が必要となるため、機動的に事業実施できる状況にない。

◆実現による効果

補助内容の拡充により、ひきこもりの当事者やその家族への支援の充実が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局青少年課)